

令和5年—6年度期 第4回 世田谷区子ども・青少年協議会 会議録

■開催日時

令和6年7月25日（木）9時31分～11時37分

■開催場所

世田谷区役所 第2庁舎4階大会議室

■出席委員

森田明美 林大介 佐藤正幸 津上仁志 桜井純子 堀井雅道 八田明美 開發一博
栗花落久子 明石眞弓 大橋海斗 勢能克彦 若林麻衣 峯島智 廣岡武明 下村一
奥村啓 森寫正巳 新井佑 近藤三知香 三沢勝斗 遠藤恵理菜 中谷友美

■事務局

子ども・若者部長 松本幸夫 児童相談所長 河島貴子
子ども・若者部副参事 渡邊祐士 教育政策・生涯学習部長 玉野宏一
学校教育部長 秋山武徳 子ども・若者支援課長 嶋津武則
児童課長 寺西直樹 生涯学習課長 渡邊政基
地域学校連携課長 加野 美帆

■会議公開の可否

公開

■傍聴人

0人

■会議次第

1 開 会

2 議 事

(1) 子ども・若者総合計画（第3期）（素案たたき台）について

(2) 令和5—6年度期子ども・青少年協議会報告書（たたき台）について

3 報 告

(1) 世田谷区子ども条例の一部改正（素案たたき台）について

4 閉 会

午前9時31分開会

○嶋津子ども・若者支援課長 定刻になりましたので、令和5年－6年度期第4回世田谷区子ども・青少年協議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの間、事務局として進行を務めさせていただきます、子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて進めさせていただきます。

本日は、オンラインと対面との併用での開催とさせていただきます。御発言の際はマイクを回しますので、会場の方は御協力をよろしくお願いいたします。オンラインの方は挙手または挙手ボタンでお知らせいただければと思います。

本日の協議会は、記録作成のため、速記者が同席させていただいております。録音・録画させていただきたいと思いますので、あらかじめ御了承をよろしくお願いいたします。

本日の出欠の状況でございますが、事前に4名の方からオンラインでの参加という御連絡をいただいております。まだ入っていらっしゃらない方がお一人か、もう少しいらっしゃるかもしれません。また、事前に2名の方から欠席の御連絡をいただいております。2分の1以上の委員の方に御出席いただいておりますので、本日の会議は成立してございます。

まず初めに、ここで新任委員の御紹介をさせていただきたいと思います。青少年下馬・野沢地区委員会会長が交代され、新たに八田明美様に御就任いただくことになりました。八田様、よろしくお願いいたします。

また、世田谷区立中学校PTA連合協議会会長が交代されまして、新たに栗花落久子様に御就任いただくことになりました。栗花落様、よろしくお願いいたします。

あと、本日は事前に御欠席の御連絡をいただいておりますが、東京保護観察所保護観察官につきましても変更があったということで、新たに小池望美様に御就任いただくことになっております。よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には、事前に事務局から資料1から3をメールでお送りさせていただいております。画面上でも共有いたしますので、それぞれ御確認いただければと思います。もし資料の不備等がありましたら事務局までお声かけください。

それでは、開会に当たりまして、世田谷区子ども・若者部長の松本より御挨拶をさせていただきます。では、松本部長、お願いします。

○松本子ども・若者部長 皆様、おはようございます。子ども・若者部長の松本でございます。本日は、お忙しい中、また連日に及ぶ猛暑の中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

今期のテーマでございます「若者と共につくる若者政策の実現に向けて」に沿いまして、この間、委員の皆様には、子ども条例の改正と子ども・若者総合計画の改定に向けた検討を進めていただきました。おかげさまで、本日、子ども条例の一部改正、それから子ども・若者総合計画（第3期）のそれぞれ素案のたたき台をまとめさせていただきました。

子ども条例の改正につきましては、子ども条例検討プロジェクトで、条例の前文とか権利カタログ、目指すまちの姿を、林副会長の御協力をいただきながら、本協議会の委員であります若者の方々をファシリテーターとして、プロジェクトに御参加いただいた中高生たちにまとめていただきました。プロジェクトの様子については、また後ほど若者委員から御報告があると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

子ども・若者総合計画（第3期）につきましては、昨年度実施いたしました若者調査等を通じまして、若者の声を聴くところから、その声から見えてきた課題を受け止め、向こう10年を見通したときに、子ども・若者を権利の主体とした施策をどのように展開していくのか、小委員会を中心としてたくさん御議論いただきました。引き続き、素案から案の作成に向けて委員の皆様のお力添えをお願いできればと思っております。

本日も、委員の皆様には、ぜひ活発な御議論をお願いできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上になります。

○嶋津子ども・若者支援課長 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、今後の議事につきまして、森田会長に議事進行をよろしく願いしたいと思います。では、森田会長、よろしく申し上げます。

○森田会長 皆さん、おはようございます。世田谷区役所も結構広いなと思うぐらい、たくさん歩きましたけれども、汗が引くとちょっと寒いですよね。すみません、ちょっと温度を上げてもらうか何かして、熱い議論だとは思いますが、皆さんの体調が変にならないように気をつけたいと思います。

今日もたくさんの議事があります。皆さんのお話をいただくのに多分時間がかかっていくと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

世の中は夏休みだと言うんですが、夏休みに入る前というのはめちゃくちゃ忙しいですね。多分皆さんもそうだと思います。入ってしまえばもうやるしかないわけですから、やっているという状態だと思うんですが、世の中は夏休みに入ると居場所を求めたり、食べ物を求めたり、暮らしの支援を求めたりする子どもたちの問題が、朝のニュースを聞くのが嫌になってしまうぐらい山積みになっています。私はよく言うんですが、顕在化することもとても大事ですし、また早期発見・早期対応することは物すごく大事なことで、やっぱり潜在化してしまっただけで見えにくくなってしまふことのほうが怖いわけですよ。今日もたくさんの専門家の、あるいはいろんな課題を抱えている子どもたちに対応している方たちがいらっしゃいますので、ぜひそんなお話もしていただけたらと思いますが、やっぱり基礎自治体の役割は、予防的役割と私はいつも言うんですが、できれば問題が出てくる前に、幸せな楽しい子ども期、若者期を送って、そして次の地域を担ってほしい。これは大人たち全員が等しく願っていることだと思うんです。そのための社会づくりというものに私たちは努力しなければならないと、いつも思うわけです。

ですので、今日これから議論していきますけれども、子ども期から若者期に向けて、最近よく私が使うんですが、子どもの権利に関する条例を今見直しています。そして、その地続きの問題としてきちんと若者支援を行っていく。これは地続きなんです。子ども期にたくさんの課題を残したまま、その問題をいわゆる青年期の大人になっていく過程で私たちはどのように託していくのか。社会が充実してくればくるほど、この時期というものを若者たちに託せるような施策をきちんと講じていかなければいけない。これは成熟した社会が今みんな立ち向かっている課題であるし、その支援をしていくことが、具体的には10年あるいは20年後に物すごく大きな成果として出てくるということを検証してくださっている国もたくさんありますので、そういう意味で、私たち世田谷区はぜひそこを目指したいと思っておりますので、今日の議論を活発にお願いしたいと思います。

まず第1ですが、子ども・若者総合計画（第3期）の素案たたき台です。若者たちとたくさん議論したり、あるいは子どもたちとも議論しながらつくり上げてきているものですので、ぜひここを皆さんと一緒に確認したいと思いますので、まず事務局のほうから提案をお願いします。

○嶋津子ども・若者支援課長 それでは、事務局から御説明させていただきます。資料につきましては、資料1①と②を御用意いただければと思います。世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（素案たたき台）、資料1①概要版を中心に説明させていただきます。

今お話がありましたけれども、昨年7月以降、協議会、小委員会において多くの御議論をいただきました。委員の皆様には心より感謝申し上げます。これまでの議論を踏まえまして、子ども・若者総合計画（第3期）の素案たたき台としてまとめさせていただきます。それでは、早速ですが、概要版のほうで説明を進めさせていただきます。

まず、2ページ目をお開きください。こちらが計画の構成になっております。こちらは章立てといたしますか、第1章から第7章までの構成となっておりますので、御覧いただいたとおりです。

続いて、3ページ目です。ポイントだけ説明していきますけれども、3ページ目は「計画の策定にあたって」ということで、第1章の部分になりますが、子ども・若者総合計画策定の趣旨ということで、上から3行目、今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）の考え、今の子ども計画も引き継ぎつつ、妊娠期から学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していくという考えの下、このたび子ども・若者総合計画（第3期）ということで名称を変更しております。これまでと同様に、子ども計画が大切にしてきた区民とともに地域づくりを進めていくということで、長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づきまして、計画期間につきましては10年ということで考えてございます。

続きまして、4ページ目です。下のほうに書いてあるページ数ですが、4ページは計画の位置づけになります。本計画は、世田谷区子ども条例の推進計画として策定します。また、第3期は、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体子ども計画に位置づけております。また、これまでと同様、子ども・子育て支援事業計画などについてもこちらに内包していくという考えでございます。

続きまして、5ページ目です。こちらは計画の(1)推進体制というところでございます。これまで進捗管理、評価・検証については、子ども・子育て施策は世田谷区子ども・子育て会議、若者施策は世田谷区子ども・青少年協議会で行ってまいりました。令和7年度からの第3期につきましては、子ども・若者総合計画として策定することから、今後、計画の初年度に合わせて、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合して、今、仮称でございますが、世田谷区子ども・若者・子育て会議ということで考えております。妊娠期から学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で進捗管理、評価・検証を行うということでございます。

さらに、新たに、子ども条例の一部を改正する条例に基づきまして、子どもの権利保障

に向けた区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を行う第三者機関として、世田谷区子どもの権利委員会を設置してまいります。

そちらにつきましては、具体的にポンチ絵が6ページにございますので、6ページを御覧ください。左側のほうにあります世田谷区子どもの権利委員会というところで書いてございます。こちらの内容は、子ども・若者が参加・参画して、区政に意見を反映する会議体も併せて検討していくわけですが、こちらに書いてあるとおり、区の施策の評価検証機能、子どもの権利に関する広報・普及啓発・教育機能、ヒアリング・モニタリング、あと区長への政策提言といったような形を今考えております。

また、右側のほうには、これまでのせたホッとや児童福祉審議会、あと今お話をした子ども・若者・子育て会議、こういったところと課題を共有して、モニタリング調査、評価・検証を実施していくということで予定してございます。また、その下に、子ども・若者が参加参画し意見表明する会ということで書いてありますが、区政に意見を反映する会議体や、児童館、青少年交流センターなど、身近な場に参加・参画し意見表明できる会議体を今想定しているというイメージ図でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。第3期の策定に当たり、おとし実施した保護者へのニーズ調査、あと昨年度実施しました小中学生・若者調査の調査項目を基本に、17の子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標を定めます。現状の数値を基に、案の段階で、中間年である令和11年度、あと最終年度である令和16年度の目標を定めていきたいと考えております。

続きまして、8ページを御覧ください。第2章、子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価でございます。評価の部分につきましては、それぞれ先ほどお話ししたアンケート調査から推測される今の子どもの状況、課題など、明らかになったことが書いてございます。14ページまで評価が出ておりますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、15ページまで飛んでいただいて、第3章の基本方針、1、目指すまちの姿です。第1期、第2期は、目指すべき姿を「子どもがいきいきわくわく育つまち」として、全ての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びを持って健やかに育っていくまちを目指してまいりました。第3期においても、子どもは生まれながらにして、今を生きる権利の主体であるという子ども主体の考えを引き継ぎます。

具体的な内容については、先日、7月11日に最終の子ども条例検討プロジェクトが無事終了いたしましたけれども、後ほど3番目の条例の報告のところで、また改めて詳しく御説明したいと思います。

続きまして、16ページを御覧ください。2の計画の目標でございます。「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ（ウェルビーイング）な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する」としております。

続きまして、17ページ、3の計画を貫く4つの原則でございます。本計画の推進に当たっては、新たに計画を貫く4つの原則を定めてまいります。政策及び施策を実施するに当たっては、この4つの原則を踏まえながら進めていくというものでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。第4章、政策の柱になります。第2期後期計画では4つの重点政策を定めてまいりました。第3期は、より推し進める政策を明らかにするということで、7つの政策の柱としております。事務局としましては、最初、6つの政策の柱を案として考えてきたんですが、この間、小委員会の議論の中で、若者に特化した政策の柱も立てるべきという皆様からの御意見をいただきまして、4番で「若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくりまします」というものを追加してございます。

続いて、19ページ以降になりますけれども、それぞれの政策の柱ごとに、目指す状態、子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標、取組みの方向性、施策の概要を位置づけております。

その中で、若者に関係するところとしまして、まず今の19ページ、政策の柱の1からいきますと、「子ども・若者の参加・参画をすすめ、子どもの権利が保障されるまちを実現します」という部分を定めております。この取組みの方向性を見ていただきますと、下から5行目あたり、「子ども・若者一人ひとりが、安心して声や意見を表明し、自分らしさが肯定される周囲との応答的な関わりを通じて、周囲に何らかの変化をもたらしたり、受け入れられたと実感できる環境づくりに取り組みます」ということになっております。

また、その右側の施策の概要のところですが、「日常的に子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりと地域社会への参加・参画の推進」、「子ども・若者が参画した施策の評価・検証の仕組みの構築」としてしております。先ほど6ページのポンチ絵でも説明しましたけれども、子ども・若者の参加・参画といった部分が、ここで想定している内容となり

ます。

続きまして、少しページが飛びまして22ページです。22ページの政策の柱4については、本日、特に議論していただきたいところなので、後でまとめて御説明させていただきます。

また少しページ数が飛んで、26ページを御覧ください。第5章、計画の内容でございます。第2期後期計画の施策を基本に、若者計画を体系に組み込んだ上で、妊娠期、乳幼児期、学童期・思春期、若者期、子育て期のライフステージ順で7つの大項目を定めております。その右側が中項目ということで定めてございます。

また、若者に関連する施策については、こちらは1から7までありますけれども、大項目の数字でいくと、3番、5番、6番、7番、このあたりで若者の部分を位置づけてございます。

以上が子ども・若者総合計画（第3期）の素案たたき台の概要ということになります。今後、8月に庁内で素案の意思決定を取りながら、9月以降、区議会への報告、パブリックコメントや子ども・若者からの意見募集、シンポジウムなどの開催を予定してございます。その後、案をまとめ、今年度末に計画を策定する、そのような予定を考えております。

先ほど後ほど御説明すると申し上げました若者施策に関連する柱の4及び大項目の3について、本日、重点的な視点ということで御説明させていただきたいと思っております。

行ったり来たりで恐縮ですが、まずは22ページをもう一度お聞きいただきたいと思っております。先ほどお話しした政策の柱4、「若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります」と定めているところです。取組みの方向性でございますが、若者期における課題として、子ども期から引き継がれる課題と、自立を見据えた若者期特有の課題があり、成人期に向けて自立を見据えた支援の体制が必要だと考えております。地域の中で様々な人がつながりながら、若者の悩みや葛藤に寄り添い、活動や交流をサポートすることで、若者が自立し活躍するための環境を充実させることがより一層重要だと考えております。

そのため、地域全体で若者を支えるため、若者と社会をつなぐ取組や様々な支援機関・地域団体との連携強化が必要だという認識でございます。

また、若者にとって身近な地域での居場所の充実を進めるとともに、様々なことにチャレンジしたり、経験できる場や機会の充実を進めることとしてございます。

22ページと、本日ぜひお話をお聞きしたいのが27ページです。27ページに飛んでいたいて、大項目3だけ抜粋しておりますけれども、「若者が力を発揮できる環境づくり」ということで、(1)若者が力を発揮できる環境の充実のところでございます。先ほどお話しさせていただきました政策の柱4をさらに推し進めるための具体的な内容を書き込んでいくという項目になります。特に課題のところですが、学齢期を終えた若者は、環境が変化し社会とのつながりが希薄になっていく中で、自立に向けて様々な課題を抱えている若者もいらっしゃいます。そのため、若者の悩みや課題が深刻化しないよう若者と支援機関等をつなげる取組が必要であるということと、若者の自立を家庭や一個人の問題として捉えるのではなく、社会全体の課題として捉える必要があると考えてございます。

なお、ここで言う若者の自立とは、社会の中で一人で立って生きていくという意味合いではなくて、様々な場や人とつながり、いろいろな頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくことをイメージした自立という表記でございます。

続きまして、裏面の28ページでございます。そういった課題を踏まえまして、第3期で目指す状態と施策展開の柱建てを記載しております。事務局といたしましては、成人期への移行期にある、様々な悩みや課題、思いを抱えた若者を地域でサポートすることで、若者が自立し活躍するための環境を充実させることが重要だと考えております。そのためには、若者と若者が望む地域の資源をつなぐコーディネーターやアウトリーチ等を行う人材が必要なのかなということを考えてございます。

今後、素案から案の作成に向けて、今申し上げました若者の自立に向けた若者と社会をつなぐ仕組みや様々な支援機関・地域団体等の連携強化について、具体的な取組を盛り込んでいきたいと考えてございますので、本日は委員の皆様から様々な御指摘、御意見をいただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○森田会長 ありがとうございます。一気に説明されて、きっと何がポイントなのかというところがなかなか分かりづらいだろうと思うんですが、皆さんと共有しながら、ぜひ分からないことについては分からないと、どうぞ出してください。つまり、この委員の方たちが分からなかったら区民の人たちが分かるわけではないので、そういう意味で、ぜひ、それは分からない、分かりにくいというふうに出していただければいいと思うんです。

そして、計画ですので、計画というのは、実際のところ、今いる子どもたちや若者たちの今までの施策、あるいは今までの施策を積み上げてきた中で育ってきた社会ですよ。

この社会の中で子どもや若者たちが育っていて、この人たちが、去年行った調査を振り返ってみると、いろんな形で、今、課題だとか提案だとかをしてくれているわけです。一緒につくるというのは今回の第一のコンセプトですので、そういうことが出てきている。

今、私たちはこれらのことを思い起こしながら、子どもたちや若者たちの私たちに対するある種の期待、計画の中に盛り込んでほしいと思っている期待、もちろんですが、盛り込めないこともあるわけで、盛り込めないことについては、なぜ盛り込めないのかということについて、私たちはやっぱり明確にしなければならない。これもまた私たちの役割であるわけです。そして、なぜこれは盛り込めないのかということについて説明していかなければならない。これは、今ある種メインでこの社会を構成している大人たちの責務ということになるわけです。それをしながら、若者たち、あるいは子どもたちと一緒に作り上げていく世田谷区を構築していくために、一体私たちは子ども・若者総合計画で何をつくるかということなんですね。

ちょうど3年前に世田谷の総合計画をつくる時、そういう意味では、世田谷区はまだ保護的な若者政策しかつくっていない。大人中心、あるいはもっと言うと、メジャーな日本人を対象にした政策ではもう限界が来る。今日もニュースに出ていましたけれども、世田谷区も含めてですが、外国人の人口は物すごい勢いで増えているわけです。そういう意味で言うと、もう多文化が共生していかなければいけない時代になってきている。こうした中で、私たちは、子ども・若者総合計画で、保護というものから、ある種インクルーシブ、共生というところに向かわなければならないわけです。

共生、共に生きていくということを目指すときに、具体的には、先ほどお話がありましたように、私たちは、政策の柱として一本、子ども・若者総合計画と言うからには、若者の計画をきちっと子どもとつなぐということをすごく重視してきました。と同時に、つながりながら、若者計画としてきちんと位置づけるということ、これは両方必要だと言ってきたわけです。ですから、地続きであるということはまさにそこで、具体的には、保護的なもの、徹底して保護しなければいけないときには保護しなければならない。そして、保護から自立へ、先ほどお話がありましたけれども、支えられながら自立していくというところも、様々な形で出会いがあり、失敗もある。だけど、そこでもう1回やり直しができる社会でありたいということこそ世田谷区は目指してきたわけです。

どんなことがあっても世田谷区の中できちんと受け入れていける、そういう社会として具体的には若者というものを位置づけて、ここの中にありますが、7つの柱ということ

1本柱を立てました。柱を立てたからには、その政策をきちんと見通さなければならぬということがあって、先ほどお話がありましたように、政策の柱の4、第5章のところに大項目を立てたわけです。このところを中心に、皆さん、今思い出していただけたと思いますけれども、一体これで大丈夫か、あるいは計画というのは、ある意味で言うと、将来のことを語る。さっき話がありましたように、10年後をイメージしながら、でも、この5年間ということでやれることを徹底しなければならない。やれないことだけを語っているのでは困るわけです。だから、やっぱりそこはやれることも考えていかなければならないということで、そういう意味で、私は思いますが、3年前にはほとんど白紙だった状態の政策を一生懸命、今、若者たちと一緒に作り上げてきているわけなので、そういう意味では、石橋をたたきながら、いろんところで、できるところはないかなという地続きのところを探しているところがあります。でも、あるときには、そこをぽんと飛び越えて新しい施策をつくらなければならないということもあるわけです。

このあたりのところ、若者たちが世田谷の中で住み続けたい、暮らし続けたいということ、そして、その希望が持てるような社会でありたい、これがとても大事なことで、ぜひ皆さん、今お話を聞いていただいた理念と具体的な構想ですが、これについて少し御意見を賜ればと思います。特に、小委員会はもう相当に議論してきていますので、本委員会でしか発言できない方、どうぞ積極的に御発言ください。いかがですか。

○委員 私が気になったのは、子どもの権利委員会の設置についてという案ですけれども、子どもの意見を表明するというのを考えて設置をすることはすごく分かるんですが、Newである子ども・若者が参加参画し意見表明する会のところに、「年間を通じて、子どもが歩いて行ける身近な場に参加参画と意見表明の機会を設置」ということで、児童館と青少年交流センターとあるんですけれども、世田谷区はとにかく広いですし、人口も物すごくいっぱいいるじゃないですか。それで、ほかの区に比べたら、児童館と青少年交流センターを合わせて今28館あって、すごく充実していると思うんですが、全ての子どもが歩いて行けるかということ、歩いて行けない位置にある。私は空白地域と自分で呼んでいるんですが、例えば北鳥山とか給田とか、そういうところには物すごく遠い、何もない地域もあつたりとか、私は南のほうはちょっと分からないんですが、南のほうも多分そういう地域があつたりするので、そういうことで言うと、この意見表明の場ですけれども、1つは、学校はどのような位置づけになっているのか。教育の場なので、学校の中に取り入れるのはすごく難しい。まずは施策のところにも、学校の子どもに関係している方た

ち、だから多分先生だと思うんですが、そこの学習をちゃんとやるみたいな施策もあったので、そこのところをまずしないと、なかなか意見表明の会を学校というのは難しいかもしれないとはちょっと思うんですけれども、この中で学校がどこに入るのか。全ての子どもが行くということでいえば、学校のほうに考えてもらいたい話なんです、そこをどうするかは検討したほうがいいなと。

あと、児童館で2館、粕谷児童館と等々力児童館に所属をしながら、地域とつなぐということで、試しにやろうというのでフローターの方が設置されて、地域の子ども・若者の居場所と子どもたちとをつなぐというのか、私、ごめんなさい、専門的によく分からないので、もうちょっとどこかに区の施策として、こういうこともやっているということ具体的に書いてはどうかと。今は二十何館のうちの2館なんだけど、それが全館になれば地域と子どもたちをどこかにつなげるというのもあるだろうし、居場所もコロナを経て物すごく増えているらしいんです。若者と咲かせるネットワークの交流会に全ての方たちが参加しているわけではないので、それは把握できていないんですが、例えば子ども食堂なんかも質が変わってきている。ただ食べるだけではない、体験を大事にするみたいなことも出てきているので、そこをも把握していくと考えると、児童館と青少年交流センターの役割が物すごく出てきて、本当に大変だなと思うんです。だとしたら、そこをサポートする運営協議会か運営委員会か分からないんですけれども、そこをもう少し充実させていく。青少年交流センターと児童館を支えていく組織というか、そこが物すごく大切になると思うと、まちづくりセンターと区民センターとせたがや文化財団、あそこもちょっと考えてほしいと思っています。

○森田会長 分かりました。ほかにも学校とか地域の様々な機関とどう連携するか、特に若者政策はそういうことになると思うんですが、このあたりを中心として、今のお話を少し補強してくださるような方、あるいはそれに関連して御発言があればどうぞ。

○委員 今の中学生ってものすごく忙しいんですね。学校の勉強もたくさんあって、中学生になると、1年生から受験勉強に向かう方がとても多いのと、部活動をすごく充実させていただいているので、変な話、朝、学校に行ったきり、帰ってくるのは夕方6時ぐらいで、早く帰ってきた場合は塾や習い事というケースがすごく多くて、土日にも部活ということもあるので、学校外の時間で、こういった権利委員会とか、せっかくたくさん場を用意していただいても、参加できる子どもたちがすごく限られてきてしまっていると思うんです。なので、先ほどおっしゃっていた児童館とか青少年交流センターでの交流もすごく

大切だと思うんですが、学校で子どもたちの意見を吸い上げることができたら、すごくたくさんの方にいろんな子どもたちの意見が聴けるのではないのかなと思っております。

○森田会長 ほかにはこれに関連してありますか。

○委員 今の関係で、私もその意見にすごく賛成で、学校内における意見表明の保障ということで考えると、今日の本編の素案たたき台の(1)子どもが意見を表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実の82ページで全体像の図があると思うんですが、これを見ていただくと、一応「学校生活での自治的活動」と書いてあるんです。ただ、1点、私も訂正というか、付け加えてほしいのは、隣は「児童館などの居場所での意見表明・自治的活動」となっているんですよ。学校生活に意見表明が入っていないんですよ。なので、これは加えたほうがいいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。そういう意味では、本当に中学生は忙しい。学齢期において、やっぱり学校というのは非常に重要な場の一つだと思うので、ぜひこれは意見表明を加えてほしいと思います。

ちなみに、指標を用いた計画の評価というところと言うと、中学生が一番低いんですよ。概要版のほうの7ページに評価の指標があるんですが、「周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合」は中学生が67%と一番低いので、今の意見と関連して、ぜひここは訂正をいただきたいと思いました。

以上です。

○森田会長 ほかにはいかがですか。

○委員 その観点で言うと、学校だけだと今度は学校に来ていない不登校のお子さんとかもやっぱりいらっしゃると思っていて、せっかく第5条で平等権みたいなものをうたっているわけですから、その子たちをどう取り残さないで、その子たちの意見表明をする場所もつくっていくのかというのは、多分かなりハードルが高いと思いますので、分かりませんが、ライトな形で、それこそDXとかも今ありますから、そういう仕組みづくりを通じて表明できる場も必要なのかなと、ちょっと今の議論を聞いていて思いました。

○森田会長 ありがとうございます。どうしても学校にいる子どもの場合は教育委員会マターで、学校に行かない、行けない状態はこちらでみたいな、すみ分けになってしまう、これはやっぱり避けたいということが多分皆さんの御発言の中にあるのだと思うんですね。そんな形で、ほかにも若者たちのところで、どうですか。子どもたちがすごく忙しい。特に、みんな子どもたちの意見を聴いてくれた直後なので、どうでしたか。学校生活に関連して、ありませんか。

○林副会長 この間の条例での話合いとか子どもたちの様子を見てみると、今回、子どもたちはすごく自由に話をしてくれていたんですけれども、もともと冒頭でグランドルールとして、ここで話したことは大人は否定しないとか、外に漏らさないとか、あと誰が言ったのかは分からないようにするみたいなことをきちんと伝えた上で、今回やっていたんです。そのことによって、参加した子に終わった後お話を聞いたら、そういうルールがあったから安心して話せる。意見を出せるとか思っていることが言える。学校の中では、言える友達関係もあるけれども、そこはすごく気を使うというか、意識してしまうみたいなことがありましたので、自分たちが思っていることを安心して言える場をどうつくっていくのか。学校の中でのその関係性ももちろんあると思うんですけれども、そこをいかに丁寧に設けていくのかというのは非常に大事になってくるとは感じています。ですので、今回の計画でそういったところをどこまで入れられるのかというのはあるんですが、安心して話せるとか、あるいは安心して聴いてもらえる環境とか言える場所があるというところをきちんと計画の中でつくっていくことは大事だなとは思っています。

○森田会長 ありがとうございます。よく自分が相談したことがだだ漏れに漏れちゃうみたいな、そういった相談のところでの不安感みたいなものをどう安心できる体制に持っていけるか。これを具体的に整えていかなければ、多分子どもたちが安心して相談に来るといったことはないだろうと思うんですが、相談機関の方はどうですか。

○委員 今の議論は本当に大事なところだなと思いながら聞かせていただいていたんですけれども、私も、まず多くの子どもたちの声を拾う場で学校というのは欠かせないだろうというところですが、一方で、学校の中で拾い上げることが難しい声も実際あると思います。それこそ不登校の調査物の原因の中で挙がっているのは、子どもの無気力であったりとか、人間関係であったりとか、そういったものが挙がってきているかなと思うんですけれども、学校で吸い上げることが難しいというのは、既存の関係でうまくいっていない場合、例えば対教師みたいなところで安心感が持てない子どもたちもいるでしょうし、周りの人にどう思われるんだろうかみたいな人間関係のところ、なかなか意思表示が難しい子どもたちもいるだろうと思いますので、そういった意味では、学校とはちょっと違う立ち位置の第三者みたいなところが学校とつながったりとか、子どもたちの意見を聴きにアウトリーチで入れたりとか、そういった活動ができると、また切り口が変わって子どもたちの声が拾えるようになるのではないかなと考えます。

○森田会長 ありがとうございます。ほかにはありますか。

○委員 今の議論を聞いていて、この協議会の中で高校にカフェをつくっていくというモデル事業をやっていましたよね。ああいう場所が何回かやっている間に信頼関係を築いて、話しにくいことが出てきたとか、そういう成功例というか、そういう体験を私たちは生きているわけですから、別にそれは高校に限ったものではなくて、例えば毎月1回だったり2回だったりというところでカフェ形式のものを設置していくということも、一つ安心感を生み出していく方法なのではないかなと思うので、学校に今ないものを生み出していくということも考えられると思いますし、私は公立の学校ではなかったから分かりませんが、例えば生徒会とかあるんですよね。生徒会室が今どんな感じが分かりませんが、従来どおりの教室的な感じだとしたら、そこも子どもたちのアイデアでしやすいところに変えていくとか、いろんなことで学校の中に学校ではない空間みたいなのがつくれるというふうに、せつかくでするのでモデル事業も生かしていければという感じがしました。

○森田会長 ありがとうございます。次の議題がモデル事業なので、そこでまた議論したいと思います。ほかにはありますか。

○委員 今、アドボケイトの制度って社会的養護のところでは議論はされていないんですけれども、将来的には学校の中にアドボケイトが入るという仕組みを考えるということがやはり必要なのではないかなと感じました。

○森田会長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

○委員 皆さん、おはようございます。今、皆さんのお話を聞いていて、そのとおりだなと思っていたんですけれども、私は、全く話が変わるんですが、分かりにくいところがあったので、これを付け足してもらえれば良いなと思って議論したいんです。27ページにある大項目3というところで、「若者が力を発揮できる環境づくり」の項目の中の課題、右側にあるページの3段落目、4段落目に、活動を後押しできるユースワークスキルというものと、その次の段落のユースリーダー事業のさらなる充実を図りますというところがあって、これが横文字になっていて、世田谷区はユースのプロジェクトをされているというのは聞いたことがあるんですけれども、下のほうに例えば自立だと※で具体的に自立の定義が書いてあるから、このユースリーダー事業がどういうものなのかというのがまだ分からなかったもので、具体例を出したりとか、ユースワークスキルとはどういうものがあるのかというのがもうちょっと書かれていると、さらによくなるのではないかなと思いました。

○森田会長 ありがとうございます。今、大項目3のところの議論が出てきましたけれど

も、ぜひここは皆さんからの御意見をいろいろ承りたいと思っているところでもありますので、いかがですか。ほかにはいかがでしょうか。それぞれの組織の中で使われている一般的な用語であっても、それが市民のレベルになると、それは全然駄目みたいなことであるので、そこはやっぱり皆さんからの御指摘があるととてもいいだろうと思います。いかがですか。ほかにも、こういうものを検討してもらえないかなど。さっき学校はもうちょっとちゃんと中でやれる可能性のあることを書いてくれたらいいなというのがあったと思うし、それから児童館や青少年交流センターなんかでやっていることの中でどうつなぐのかというのも、もうちょっと書き込みがあるといいなという話だったと思うんですが、ほかにも、ここの関係性がよく分からない、分かりにくいとかというのもぜひ御意見をいただければと思いますけれども、どうでしょうか。

では、第5章の大項目3の「若者が力を発揮できる環境の充実」というところはいかがですか。ここのところで何か御発言はありませんか。

取りあえず、なければ先に進んで、また後で戻るという形を取りたいと思います。では、この件については、また小委員会でがんがんもんでいきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、令和5年度から6年度の子ども・青少年協議会の報告書のたたき台ということで、先ほど議論がありましたモデル事業のこともここに入ってきますので、こちらのほうのお話をさせていただきたいと思います。まず、事務局のほうから、よろしくお願ひします。

○嶋津子ども・若者支援課長 モデル事業の報告は、後でそれぞれの委員からお願ひしたいと思うんですが、今日、御用意させていただいている資料2の令和5年－6年度期子ども・青少年協議会報告書のたたき台について、まずは全体を御説明させていただいてから、それぞれまたモデル事業の報告をお願ひしたいと思っております。

では、資料2の説明になります。昨年7月に第1回協議会において区長から諮問を受けて、これまで協議会、小委員会において多くの議論をいただいてまいりました。こちらは、来年3月の答申に向けて、これまでの議論を踏まえてまとめた報告書（たたき台）ということで、今、項目立てとして出しておりますけれども、こちらのほうを少しお話しさせていただきます。

まず、資料2の1ページでございますが、1の背景としまして、国、東京都、世田谷区における子ども・若者支援に関する動向とか取組について触れながら、前期の子ども・青

少年協議会の検討経過について記載していきたいと考えております。

続いて、審議テーマは、今回、区長からあったのは「若者と共につくる若者政策の実現に向けて」というテーマでこの期は進んできております。

3番目、検討内容、検討体制については、この審議テーマに基づき、子ども条例の改正、次期計画の策定、あとモデル事業の検討、この3点について、子ども・子育て会議と連携・協力しながら進めてきたことなどを記載していければいいのかなと考えております。

続いて、裏面、2ページを御覧いただきまして、4の検討の経過です。(1)「子ども条例」改正に向けた検討、(2)「子ども・若者総合計画（第3期）」策定に向けた検討につきましては、これまで御議論いただいた内容や、今期新たな取組として子ども・子育て会議と合同会議を実施したことなど、検討経過や結果について記載していきたいと考えております。

続きまして、(3)モデル事業の実施・検証については、後から報告があると思いますが、①学校モデル事業、②商店街モデル事業の現時点での取組内容について記載しております。今後、答申に向けて報告書をまとめていく上で、成果、課題をまとめつつ、次期計画への反映についても小委員会で引き続き議論していきたいと考えております。

最後に、5、提言として今期の答申内容をまとめていくというものでございます。

今後のスケジュールとしましては、また後で報告させていただきますが、10月に臨時協議会で報告書のたたき台の検討もしながら、12月の協議会で報告書案、来年3月の協議会で報告書を御提出いただくということで予定してございます。

全体の説明は以上です。

○森田会長 ありがとうございます。この期は本当に忙しくて、この2年間のまとめもしなければならないし、次の計画もつくらなければいけないし、もっと長い条例も検討しなければいけないという、本当にてんやわんやの忙しさなんですけど、その中で具体的に粛々とやっていることについて、やはりモデル事業というのはやりながら考えていくためのものですので、2つのモデル事業をやっていますけれども、考えたことが計画に反映されていきますので、これについて少しここから時間を取りたいと思います。

○委員 学校モデル事業は、令和5年度から6年度にかけて、定期的に、ほぼ月1回のペースで実施をして、それぞれの回に約50人の生徒さんが御参加いただいているという形です。誰が担っているかというところで言うと、この青少年協議会の委員の方、青少年交

流センターの職員、それプラス、将来的に誰がこういうことを広げていくときに担うのかというところもあって、実際には地域団体の方にも少し御協力いただいて実施をさせていただいています。継続をしていることで生徒さんたちの認識もかなり広がってきていますし、かなり安心して自由に過ごせる場になってきていると思っています。

そういう場ができているからこそその課題みたいなものが幾つか出てきていて、1つは、かなり生徒さんたちが素の姿を見せるようになってきたりとか、ここで話して大丈夫みたいなことを相談してきたりみたいなところが出てきたところがあって、そういう意味では、スタッフ同士で振り返りをしながら、こういうときにはこういうふうにしようという校内カフェに入るスタッフの力量みたいなもの、質的な保障みたいなものが必要になってくるというのは明らかになってきているとは思っています。

2つ目の課題は、学校との関係性というところですね。長く続いてくると、だんだん先生方とのコミュニケーションにおいてでも、何を目的にこのカフェをやっているのかとか、担当の先生は非常に御理解いただいているけれども、ほかの先生にそれがどれぐらい広がっているのか、要するに、学校全体でカフェが大事な場所だと認識してもらうことがすごく大事で、そのためには、やっぱり丁寧に学校ときちっと情報を共有する場を定期的に持って、カフェの目的みたいなものをすり合わせながら、学校の中でカフェに対する応援してくださる先生の数を増やしていくというところをきちっとやらなければいけないと思っています。

それから、当然、モデル事業ですから、これを広げていくという意味では、誰がというところはかなり大きな課題になってくるのかなと思っています。

それから、報告としてですけども、昨日、今までずっと私立の学校でやってきましたので、東京都立の高校、世田谷泉高校に区の方と一緒に打合せに行っていました。今年の9月、10月、11月の一斉登校日みたいな日にやろうということで、世田谷泉高校は3部制なので放課後がないんです。それぞれの時間に行っていくという形なので、一斉登校の日だったら子どもたちが参加しやすいのではないかとこのところ、昨日、9月、10月、11月でスケジュールを一応調整してきたところです。

以上になります。

○森田会長 ありがとうございます。このことで、ほかの委員の方でお話がある方はいらっしゃるでしょうか。よろしいですか。

先ほどの計画なんかににも関連するような形で、青少年交流センターの活動自体で、スタ

ップだけではなくて、例えばボランティアを募るとか、いろんな活動の連携が始まっているということがあって、ある意味、これは世田谷区の宝でもあるわけで、やっぱり実践してきたことはすごく宝になっていくわけですね。そこで育ってきた若者たちが、また次の事業の担い手になっていくということもあると思うんです。今までこれに参加されてきた方で、何か御発言はありますか。オンライン上はどうですか。大丈夫ですか。

では、次のテーマに行ってもよろしいですか。これも世田谷泉高校の取組でいろんな可能性が見えてくるかもしれませんので、そこでまた御発言いただこうと思います。

それでは、もう一つの商店街モデル事業のほうですが、いかがでしょうか。これは中谷さんと大橋さんがやってくださるのかな。報告をお願いいたします。

○委員 商店街モデル事業、通称しもきた倶楽部、Hub cultureなんて言われている事業ですけれども、目的としては以下のとおりになりまして、身近な地域に若者の第三の居場所をつくって、多様な人々との出会いとか交流を生み出していきたいという趣旨があります。実際にやってきた活動としては、月1回の企画で、9月にはムーンアートナイト下北沢への参加、また、Hub cultureという世代交流のイベントを行ってきたというのが実情となっております。

そこから少し期間が空いて、6月に1回、このモデル事業のメンバーで交流をもう少し深めようということで、アップスのキッチンをお借りしてギョーザパーティーをしたりして、もう少し仲を深めようというフェーズに入っていました。その上で、メンバーにネクストアクションの一つとして、まち歩きというのを提案していただきました。具体的な内容に関しては、少し長くなってしまおうんですが、高校生・大学生世代の人がまち歩きを通じて交流を深めていこうということを考えていまして、8月あたりにミニ版を実施した上で、10月頃にそれを具体的に実施していき、12月の報告書提出に間に合わせたいというのが現状となっております。

その中での今の課題としましては、引継ぎができる若者がかなり少ないということになっていまして、規模として大きいものを目指したいのですが、回しているメンバーが実際に今、条例改正の検討プロジェクトで忙しかったりもしていて、こっちに手が回っていないというのが正直実情ではありまして、専門委員や区民委員のみなさんにお手伝いいただいているというのが現状となっております。

また、イベントを立てるゼロ・トゥー・ワンのハードルの高さというのは個人的に結構大変だなと思っていて、Hub cultureを引き続きやろうという形もあるんですけども、

また新しいイベントをやるとなったときの企画書だったりとか、そこを実装していくハードルが結構高いなというところ、メンバーの人数だったりとかスケジュール面も含めて、そこは課題になっているので、8月のミニ版だったりとか10月のイベントに向けて、少しそこを改善できたらいいなと思っているというのが現状です。

最近、メンバーの中でよく出ている話なんですけど、今後、若者で何をしていきたいかという話の中で、今、基金活用というのが少し出ているかなと思っていて、まだ具体的なお話は分からないんですけども、何をどう生かしていきたいかという若者の意見の中で出ているのは、今、青少年交流センターや児童館というのは、先ほども二十数か所あるというお話があったと思うんですが、最近だと港区とか渋谷区とか大田区にスタートアップの支援施設だったりとか、中高生だけではなくて大学生世代とかも含めた交流や、若者がより成長しやすいような環境づくりみたいなのところになされている中で、今、基金活用をスタートアップ支援施設だったり、より大学生世代がプラスアルファで動けるような環境をつくるのはどうなのか、つくりたいなという話をしているのが現状で、そこに今ある商店街のプロジェクトや若者のメンバーが加担できれば理想だなという話は出ているという形になります。

○委員 今、言ってくれたとおりになんですけれども、2ページを見ていただくと分かるかなと思うんですが、運営人数が全然いないという感じで、2月に行ったイベントも、ゲストさんをお呼びとか、場所をいろいろ確保するとかいう面で、準備もそれぞれが大変だったというところで、またゲストさんをお呼びでイベントをコンスタントにやっていくというのが難しいよねという話になって、今、中断してしまっているという状況です。

そういうところで、今後、ネクストアクションとして、まち歩きの話も出たと思うんですけども、今までの話の中でも出てきていたように、場を持っていないというところから、一々それを確保しなければいけないというところを、まち歩きだと一旦取っ払えるので、まず開催のハードルを下げるができる。あとは準備もそこまでなく、ラフな感じでやっていけるのではないかといいところ、今そういう話が出ています。

しもきた倶楽部が何でこういうちょっと停滞している感じになってしまっているのかと考えたときに、今までの合意形成の取り方が、メンバー全員で決定したものを決定したところから始めていこうという形で今までいろいろやってきていたと思うんですが、多分そういう全員で決めたものをやるというところが、毎回全員が参加できるわけではないということだったりとか、結構メンバーの流動性がある中で、うまくいかなかったのかなと考

えているので、例えば、月1回会議をしていく中で、そこにいるメンバーで一旦合意が取れたら、そこで決定してどんどん進めていく。その進めていく中で、決まったこともしっかりメンバーに共有して行って、どんどん行動していくということがやっぱり必要なのかなというのは最近の反省として感じています。

○委員 ありがとうございます。私は、令和5年9月のムーンアートナイト下北沢と、Hub cultureの2回目のお手伝いと、3回目のHub cultureの企画をやったんですけども、自分が参加してみて、最初は、下北沢というところでムーンアートナイトってすごく有名なイベントなんですけど、これはすごく集客率がよくて、外国人の方がとてもたくさん来てくださって、すごく盛り上がって、参加人数も40名ということだったんですけど、Hub cultureというのが、若者が企画して実現していくもので、すごく自由度もあり、すばらしかったんですけど、逆に企画運営を私たち委員が中心となってやる。そして集客も、会場を借りたりとかしてやるということで、すごく負担がありまして、その話が前回の小委員会で出たので、居場所の概念にとらわれないようにするということが今結論として出たと思うんですが、企画をするときの大人のサポートがもうちょっとあったりすると、さらにこれからよくなっていくと思っているので、それはちょっと強化できればと思います。

以上です。

○森田会長 ありがとうございます。

○委員 彼ら彼女たちが今言っていたことはそのとおりだと思うんですよ。見ていて本当に一生懸命やってくれているんですね。一生懸命やってくれているんですけども、大学生だって忙しいんですよ。忙しいし、みんなあまり時間がないんですよ。それであれだけの企画をやってくれて、すばらしいと思うんですけども、課題は今彼らが言ったとおりなので、今後どうしていくか。いろんな案が出てくると思うんですが、例えば居場所にこだわらない、まち歩きみたいなのもいいかもしれないけれども、実際に物事を進める上では、リアルなコワーキングスペースみたいなのがあったら、これはすごく進めやすいと思うんですよ。以前から世田谷区のほうにお願いしているんですが、今、世田谷区でも空き家問題がいっぱい議論になっているので、もしそういうものがあれば、ぜひ若者の商店街プロジェクトのコワーキングスペースとして使わせてもらえたらありがたいと思っています。そうすることによって、いろんな企画をする上での負担が大分減るのではないかなと思います。さっきの合意形成じゃないけれども、全員が集まって全員の合意の下でやるのではなくて、やりたい人がやりたいことをやるという中で、若者が集まってイベント

をやったり、やらなかったりでもいいんですが、多世代の交流があったり、若者の意見をそこから吸収するという目的ができればいいのではないかなと思います。

○森田会長 ありがとうございます。

○委員 商店街モデル事業は若者がすごく熱心にやっていただいたんですけども、あくまでも私は、これはモデル事業の一つだと捉えていまして、ここで完結するのではなくて、これをどう地域に展開していくかということで、いろんな課題があったと思うんですが、まず課題の整理をしていくということが必要で、先ほどありました大人のサポートが必要ということはとても重要なことで、これは大人のサポート＝地域のサポートでもあるので、どのような地域のサポート、大人のサポートができるかというのが今後必要になってくるので、そこをもう少し整理しながら、これを全区的に広げていくためにはどうしたらいいのかという視点を持ちながら今後進めていきたいと思っております。

○森田会長 ほかにいかがですか。

○委員 しもきた倶楽部の活動にあまり参加することができていないんですけども、今、お話の中で、活動を再開するときに負担が結構多いという話があって、大人のサポート、地域のサポートも大事だと思っていたのと、また、ムーンアートナイトとかHub cultureということでイベントを開催してもらっていて、今後のイベントの予定で、まち歩きをミニイベントとしてやっていく予定と今お聞きしたんですが、個人的には、まち歩きとかという既存の社会資源をうまく使っていくことが大切なのかなと思っていて、イベント事という新しいものをつくるとなると結構負担が大きいのかなと。世田谷というのは結構魅力的な場所だと思うので、下北だけでも魅力的なものが幾つも挙がると思うので、地域の方のサポートもありつつ、既存の社会資源をうまく活用していくことが大事なのかなと思いました。

以上です。

○森田会長 ほかにありますか。いかがですか。

今度の計画をつくるということを検討しているときに、1つは、三軒茶屋の可能性、例えばどこか場所をつくってもらおうとか、簡単に言うと、地域性——地域性というのは場もあるし、人もあるし、そこにいわゆる基金活用みたいなものが少し入って、なおかつ、そこにある種、専門的支援者みたいなものが、あるときサポーターみたいな形で、いつも気軽に相談できる大人がいるみたいなこと。三茶には成年後見をやっていらっしゃるところもあるわけなので、そういう意味では、若者をサポートできそうな人たちも集まっ

ているという感じもあって、どうですか。

○委員 せたがや文化財団の生活工房と三茶のいろんな行政の団体と何か関係を持っているということはないんですか。生活工房は場所を持っているから。それで、生活工房で働いている職員の方は、そういう企画とかの専門家というんですかね。だから、子ども・若者の専門家よりも、そういう方たちは行政でたくさんいらっしゃるから、むしろ仕事の専門性のある方と一緒に考えて、場所はそこでやるとかという——ごめんね、何も知らないのに案だけなんだけど。

○森田会長 今、三茶で活動されている方たちがここにもたくさんいらっしゃるの、どうぞ。

○委員 メルクマールは三茶で新参者でして、令和4年度に移転をしたばかりなんですけれども、ただ、知っている限りでも、メルクマールもそうですし、せたがや若者サポートステーションさんもそうですし、おしごとカフェであったり、いわゆる就労支援の機関もたくさんありますし、あとは太子堂にまちづくりセンターとか、いわゆる地域包括の場もあったりするので、本当に資源は豊富なのではないかなとは思っています。何かできたら面白いと思います。

○森田会長 そうですね。サポステはいかがですか。

○委員 私どもの団体で運営しているせたがや若者サポートステーションも、就労支援という切り口での相談窓口ではありますが、メルクマールとの連携だったり、地域で活動する上でのいろいろなネットワークもありますので、そういったところから見えそうな例えば場所だとか、イベントの機会だとか、そういうのを聞く中で、これだったら若者とコラボができそうだとか、そういったところは、三茶にも幾つかいろんなネットワークがあるので、活用しながら実現させていくことはできるのではないかなとは思いました。

以上になります。

○委員 あと、もう一つ思い出したんですけれども、らぷらすはまさに参画なので。○森田会長 そういう意味で、多分様々な大人たちがつながる機関みたいなものがそこにもあって、その専門性をどんなふうに若者支援のところにつないでいけるかみたいなのが勝負なわけですけれども、実は横につなぐというのは物すごく大変な技でして、ここができるかどうかというのは、そのことができる人の問題と、その地域ですね。ただ、あれだけの地域に、そんなに広いところでもないのにたくさんの区の機関がある。その区の機関で、特に若者や青年期の子どもたちに関わっていくような機関があって、そこが高齢の

人たちなんかの機関もありますので、ここをいろんな形でつなぐというようなのも、次の計画のところで言えば、多分すごく大事なプログラムになっていくだろうと思いますので、ぜひ御検討いただければと思っていますし、皆さんの中から御提案もいただけたら、この計画の中に盛り込んでいって具体化していくんだと。そういったことで、ほかの就労支援だとか、様々な人権問題なんかの発信のところが三茶にはたくさんありますので、そういうところからまたお力を借りていくということもできるのかなと思いました。

すみません、もう一つやらなければいけない大きい課題がありますが、こんなふうには事業と事業をつないでいくということが特に若者の支援のところでは重要だろうと思いますので、皆さん、これをお読みくださって、こういうことできるんじゃないか、あるいはこういうことをもうちょっと調べたら、こことここがつながっていくんじゃないかということ、お気づきの点について、ぜひ事務局のほうに御指摘をいただければと思います。

それでは、本件については以上として、次のところに向かいたいと思います。子ども条例検討プロジェクトについてです。まず、事務局のほうから少し御報告いただいた上で、参加いただいた委員の方に御発言いただこうと思います。御準備をお願いしたいと思います。では、よろしくをお願いします。

○嶋津子ども・若者支援課長 それでは、資料3①になります。こちらのほうで、本日、世田谷区子ども条例の一部改正（素案たたき台）についての御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1の主旨のところを御覧いただければと思うんですが、この間もお話をしてきましたけれども、世田谷区子ども条例を一部改正する条例制定に向けて、本年3月、昨年度末に子ども・子育て会議から答申をいただきまして、区議会での議論や子どもの声を聴きながら、この間、検討を進めてまいりました。本会議体でも多数御議論もいただいたところです。このたび、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ということを目指しまして、条例の一部改正の素案たたき台を以下のとおりまとめてございます。

2のこれまでの経過は、この間、会議体で進めてきた内容ですので、後で御覧いただければと思います。

続いて、2ページ目、3、素案たたき台の内容についてですけれども、こちらは、この後御説明する別紙1、3ページから続いているたたき台の条文資料と、13ページ以降に新旧対照表がついてございます。

まず最初に、別紙1が今お話しした素案たたき台の条例になるんですけれども、説明と

しましては、新旧対照表での説明のほうが分かりやすいかなと思いますので、13ページまで飛んでください。13ページを御覧いただいて、こちらでお話をしたいと思います。左側が改正条例（素案たたき台）、真ん中が現行条例、右側に今回の主な改正内容の説明が書いてございます。

一番上からですが、この間、多少御説明してきていますが、ポイントだけ説明していきたいと思います。まず、条例の名称が、子どもの権利を基盤にした総合条例を目指し、改正されるこの条例を活用して、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ということを目標とするため、現行の子ども条例に「権利」という文言を追加して、世田谷区子どもの権利条例ということで名称を変更いたします。

前文につきましては、条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として生かすことができる条例とするため、子どもたちの思いをそのまま記載するというので、この間、先ほどもお話が出ましたけれども、子ども条例検討プロジェクトの中で議論していただいております。その内容につきましては、後で少し状況についてお話をしたいと思います。

続きまして、14ページ目が第1章、総則になります。条例制定の趣旨（第1条）、言葉の意味（第2条）についても、子どもについて、一律で18歳で区切ることで支援が分断されてしまうことがあるため、18歳を超えても子どもと同等の子ども施策を受けることが適当である人がいることを念頭に置き、条文を追記しながら言葉を定義してございます。あと、大人については、この条例を読んだ大人が、かつて自分が子どもだったときのことを思い出して、子どもの権利を自分事として捉えてほしいという思いを込めて定義しております。

続いて、条例の目標についても、検討プロジェクトの中で議論していただいておりますので、また改めて少しお話をしたいと思います。

続きまして、15ページ目、第2章、子どもの権利です。ここも章立てとしては新設する章になるんですが、現行条例では、子どもたちが保障されるべき権利の具体的な規定がなかったということもあり、当事者である子どもや周りの大人たちに子どもの権利について知ってもらい、地域の中で着実に権利を保障していくため、子どもの権利を具体的に規定するという中身になっております。

第4条が基本となる権利ということで、子どもの権利条約は4つの一般原則と言われておりますけれども、それを引用して入れていく。

第5条から第9条も、検討プロジェクトの3つ目の課題として権利カタログということも議論していただいております。こちらについても、後ほど、若者委員がコーディネート頑張ってくださいましたので、いろんところでまたそのお話をさせていただければと思っております。

続いて、16ページ、第3章、子ども・子育てを支え合う地域づくり、こちらも新設する章になります。保護者の役割が第10条になっております。それぞれ、この間、「務め」を「役割」という言葉に整理してきました。

同じように、第12条も区民・団体の役割です。

続いて、17ページ、第4章が基本となる政策ということで、現行条例を見直し、引き続き本章で規定していくという流れになっております。

続きまして、18ページ目、子どもの居場所づくり（第16条）は、居場所に必要な要素を明確に規定しています。

第18条ははじめや差別の予防など、あと貧困などの対策（第19条）、この政策を新たに規定しております。

続きまして、19ページ、子どもの権利学習の支援ということで、第21条について、子どもたちへの支援だけでなく、権利学習を実施するという立場にもあるため、子どもに関わる職員とか我々区職員等が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるよう支援する必要性について規定しております。

第23条で人材育成というポイントを入れております。

この間お話ししているので、少し駆け足で進んでおりますが、第24条、普及啓発も、機運醸成という部分で、今後、「世田谷区子どもの権利の日」を定めていきたいと考えております。

次に、20ページ、第5章、子どもの権利擁護、ここの部分については、現行条例でも子どもの人権擁護機関のせたホツののことを記載しております。そのあたりを第5章でいろいろ書いておりますので、内容を御確認いただければと思います。

また、第5章の子どもの権利擁護は、子どもの権利には、大人と同じ人権＝人間としての権利だけでなく、子ども期特有の権利も含まれ、権利行使の主体であることをより明確化する必要があるため、この間、「人権擁護」という言葉を使っておりましたが、「権利擁護」という言葉に改めていくところがございます。

あとは権利擁護の部分になりますから、23ページまで飛びまして、続いて、第6章、

推進計画・推進体制・評価検証という部分でございます。こちらは現行条例にも項目としてあるんですが、1つの章にまとめて再構成しております。

評価検証などということで、第39条については、区の施策の評価検証と子どもの権利に関する普及啓発、子どもの権利保障の視点を担うということで、先ほど計画のところでも説明させていただきました第三者機関、子どもの権利委員会を新たに設置するというのをここで規定しております。なお、子どもの権利委員会の細則については別途制定予定で、子どもの権利委員会設置条例という形で改めて定めていきたいと考えております。

資料が行ったり来たり、戻っていただいて恐縮なんですけど、資料の右上の2ページに戻っていただきたいんですけども、4番の今後のスケジュールについてでございます。8月に庁内の政策会議で条例の素案を出していきます。9月に子ども・若者施策推進特別委員会で区議会に報告していきます。そういう流れがございますので、7月11日に条例検討プロジェクトの第4回目が終了しているんですけど、この前、皆さんにまとめていただいた条例の前文、目標、権利カタログ、その3つについて、9月の上旬あたりで一斉に公表していくということで今考えております。続きまして、9月15日以降からパブリックコメントを実施しながら、10月8日にシンポジウムの開催を予定しております。12月に案にまとめて、4月に条例施行、こういった流れで今後のスケジュールを考えております。まずはそういったことが1つあります。

もう一つ、本日、この間の条例検討プロジェクトを皆さんにもう少し御紹介させていただきたいので、資料3②を用意しております。子ども条例検討プロジェクトの概要でございます。ここで条例のいわゆる前文と目標、権利カタログを、それぞれ子どもたちの目線で、子どもたち自身に考えてもらったということで、今回、公募で中高生世代、中学1年生から高校3年生まで集まっていたいただいて、17人お申込みいただいて、最終的にメンバーとしては15人だったかと思っておりますけれども、そういったメンバーで、本日いらしていただいている若者委員の皆さんがファシリテーターとして本当に大活躍をしていただきまして、内容をまとめていただいて、グループワークを全4回行ったんですけど、調整役としてリーダーシップを発揮していただきながら、見ていて私も感動しましたけれども、とてもよいグループワークができていたと思っております。

また、サポートとして、希望丘青少年交流センター「アップス」の下村センター長をはじめとしたユースワーカーの皆様とか、あとアドバイザーとして、本日はオンラインで出席していただいておりますが、林副会長、子ども・子育て会議の久保田副会長にも御協力

いただいております。

資料3②の裏面、2ページ目を御覧ください。こちらは子ども条例検討プロジェクトのスケジュールを記載しております。この間、全4回を池之上青少年交流センター「いけせい」で開催しております。6月13日から7月11日まで、ほぼ毎週のように会議を開かせていただいて、とてもハードスケジュールだったかと思います。若者委員の皆様には本当に頭が上がりず、ありがとうございますと心から言いたいところです。そういったことがございまして、最終回の第4回ときには、検討していただいた3つの事項について区長へしっかり御報告をさせていただいたところです。

また、今、画面が出ておりますのは実際の様子です。後ほどファシリテーターを担っていただいた若者委員からそれぞれ御報告、感想などいただきたいと思いますが、あのような形で、若者委員と皆さんが一緒になって、本当にいい議論、いい話をさせていただいたところでございます。

私からの説明は以上です。

○森田会長 ありがとうございます。そうしたら、若者委員の方々から今のお話に補足的に、自分が一番気になったところでも全然構いませんので、どうぞ御発言ください。

○委員 全然気になったことはなくて感想なんですけれども、全4回、毎週木曜日、1週空いたんですが、参加させていただいて、これは一応2時間にはなっているんですけれども、30分前ぐらいから準備して、終わった後に1時間、感想をやってみたいなことで、実質3時間ぐらい、いけせいに拘束されたと言ったら言い方は悪いんですが、めちゃめちゃ有意義な時間になったのは本当に間違いなくて、最後に区長への報告会をやったときに、参加した全員から意見をもらったんですけれども、こういう場を設けてほしいという意見が一番多くありました。

さっきオンラインで参加された林副会長からお話があったと思うんですけれども、今回はグランドルールといって、自分のプライベートな話をするから、それを外部に流さないようにしよう、ここだけの話にしようというルールを設けることによって、結構深い、密度の高い会話ができたかなと思っています。タイトなスケジュールで、まとめることが多かったのはあるんですが、子どもたちからリアルな意見を聴くことができ、年齢で言うと数個しか変わっていないんですけれども、自分が体験してきた小中高の経験とは今は全然変わっているなということを思ったのと、最後の意見でも出ていたように、こういう場をもっと増やしていただけると個人的にはいいかなと思いました。

若者委員が一番言いたいと思うんですけれども、かなりアバウトな提案をされて、結構動きづらかったところが正直なところあるんですが、事務局の方が本当に動いてくださったので、僕たち自身も頭が上がらないというか、有意義な時間にさせていただいたと思います。ありがとうございました。

○委員 自分も4回とも参加させてもらって、自分のほうが勉強させてもらう機会にさせてもらったんですけれども、今言ってもらっていたように、子どもから意見を聴くのもすごくあったんですが、議会で子ども同士が意見交流できる場所が欲しいみたいな話がよく出ていたと思うんですけれども、個人的には、今回の検討会がそういう場所にもなっていたという感じがあって、それがすごくよかったなと思いました。

それで、個人的に話を聞いていて、子ども・若者が思っていたんだなとちょっと気になったのは、先ほどあったように、学校の話も結構議論されていて、その内容が、大人になかなか相談できないと言っていて、それは、過去に信頼して大人に言ったのに相談した内容が周りに漏れていたとか、そういうのがあって、なかなか先生に相談できないねというのが、1人の子どもだけではなくて、いろんな子がうなずいていて、みんな思っていることなんだなというのを感じました。なので、資料1①の6ページ、先ほどお話に出ていた子どもの権利委員会の設置について（案）で林副会長が言われていたように、大人が安心させるような声かけ、子どもの意見を絶対否定しないということを子どもたちに対してどうやって伝えていくかというのがやっぱり大事なのかなと感じました。

以上です。

○委員 私も4日間参加させていただいて、まず、区役所の方や、たくさんの大人の方に支えていただいたので、ありがとうございました。私も、やっぱりグランドルールがあるというのは、すごく子どもたちの中で意見を言いやすかった。若者はみんなすばらしい意見をたくさん持っていたので、ふだん言えない、言ったらちょっと怖いとか、反映されないんじゃないかというふうに大人にすごく不信感があったんですけれども、こういう機会をいただいて、大学生の私たちよりもしっかりとした考えだったり意思だったりがあって、今回、子ども条例検討のほうでそれを生かしていけたらすごくいいなと思います。ありがとうございました。

○委員 私も4回全部参加したかったんですけれども、ゼミがこの時間に丸かぶりしていたので、後半の3～4回だけ参加させていただいたんですが、今、3人おっしゃってくださったように、すごくいい会だなというところで、いろいろ意見が出て、意見を交換し合

うというのができていて、よかったなとも思うんですけども、やってみて感じたのは、4回だと時間が足りないのではないかと感じていて、決めなければいけないことが3～4回にまとまっていて、時間も2時間しかない中で、議論が結構盛り上がっていて、それですごくいいことだったと思うんですが、時間までに何とか今決めないといけないという話になっちゃっていたので、アウトプットは結果的にすごくいいものがあったとは思いますが、ただそれが出ればいいのかという話はちょっとどうなんだろうと思って、話し合っている過程ですごくいい言葉とか、すてきな考え方とか、ニュアンスが出ていたんですが、最後の決める場面で、それが雑にまとめられちゃうとか、切り捨てられちゃうみたいなのが、すごくもったいないなと感じてしまって、せっかくみんなが自分の思いを吐露してくれたところをもうちょっと入れられなかったかなというのが少しもったいなかったと思いました。

また、子どもたちも、とにかく今ある前文をちょっと変えようとか、ここはどうしたら変えられるかみたいな視点で考えている部分もあったのかなと思って、例えば、素直にこの文を見てどう考えるかであったり、あまりにも子どもたちが変えるというのを押し出し過ぎるのも、それはそれで目的としてちょっとずれちゃうところもあったのかなと思いました。

ただ、子どもたちが、最後の区長への話でも、すごく楽しかったとか、こういう会があればいいねという話があったりとか、あとはみんなで最後に写真を撮ったりとか、SNSを交換したりとか、新しい出会いがあったというのをすごく見られたので、こういう区とか社会とつながる場で新しい出会いが生まれるというのはすごくいいことだなと思いました。

以上です。

○森田会長 ありがとうございます。

○林副会長 今回、若者委員の皆さんが、ある意味、初めてファシリテーターをされたのだと思いますが、下村センター長をはじめとするアップスのメンバーのサポートを受けながら、いろんな意味で中高生と大人のつなぎ役になってくださったと感じています。こういう言い方はあれなんですけれども、参加されることで若者委員の皆さんもいろんな意味で成長されているところが私も見られて、すごくうれしかったです。

あと、先ほどから話がありましたけれども、区役所の方もすごく丁寧に運営していただいていたので、場そのものもすごく安心してできる場になったのではないかなと思っています。

ます。

時間がタイトな中で話をしていましたので、もっとじっくりと、本当はあと1～2回はこの時間をというところは思っていて、こういう会議もそうなんですけれども、もったいないなと思ったりはしているんですが、今日の資料にもありますように、今後の予定として10月8日にシンポジウムがあって、またパブリックコメントを取るという中で、それらの意見を踏まえての条例検討プロジェクトの後半戦みたいなものが10月と11月に2回ないし3回ぐらい、一応予定上はなっていますので、さらにそこで集まっていただいて、よりよいものにしていけたらと。そういう意味では、今、パブコメを含めてというところはありますので、それらを踏まえて子どもたちの声をきちんと条例改正に反映できていけたらと思っております。

以上です。

○森田会長 ありがとうございます。超多忙な皆さんが奇跡的に集まって、その中で、忙しいけれども行くということは、やっぱり面白いから行くんですね。だから、多分若者委員たちにとっても物すごく刺激的な会だったのだらうと思います。のぞいちゃ駄目と言われて行かれないのがとても残念でした。どこもそうですが、秘密会議ってよく言われますので、私たち大人はいつも外から見守っているしかないんですが、子どもたちが大勢アンケートに答えてくれた、あるいは様々な訪問をしてヒアリングも受けてくれた。その上で、皆さんの意見を背負いながら、このプロジェクトの中で子どもたちや、あるいは若者たちが一緒になって議論してくれた。それを受けて具体的には前文と目標と権利カタログを書き込んでいくということになるわけですが、この後の予定とか、先ほど10月、11月の話がありましたけれども、要するに、キャッチボールの問題なので、どこまで子どもたちの意見が反映できるか、あるいはできないことはなぜなのか、これを返していかなければいけないので、そういった10月、11月の会があるわけですが、この問題については、今ここではどこまで公表できるんですか。

○嶋津子ども・若者支援課長 7月11日で最終回が終わりまして、それを今、事務局としてもまとめているところではあるんですけども、実際、先ほど少しスケジュールのところでお話ししたんですが、9月に議会のほうに報告する予定でございます。その9月の議会に報告すると同じタイミングで、委員の皆様にも一斉に、先ほどの計画の素案もそうかもしれないんですが、そのあたりで情報を公開していきたい、そのようなスケジュールで考えております。お話があったとおり、シンポジウムとか、いろんな話を踏まえて、パブコメ

をやった後、今回、中高生に集まっていたいただきましたけれども、また今、実はお声かけして、あと2回か3回、フィードバックの機会も含めて、そこでお話をしていく、そんなスケジュールで考えております。

○森田会長 皆さん、よろしいでしょうか。あとはこちらの議会に頑張ってもらえないというところがあります。これだけみんな精力的に協力して議論を集めてきましたので、そこをぜひ……。当事者たちは山ほど分かっているんですけども、周りにいる人たちってなかなかそれが分からないですよ。夜、どんなに大変な思いで子どもたちが集まり、議論し、そして具体的に計画や、あるいは条例というところに落とし込んでいくか、本当に手間暇をかけるということになりますので、これが子どもたちと一緒につくったというふうにみんなが実感できるようなものになることを心から願いたいと思っております。まだあと半年ぐらい時間がかかるわけなので、よろしくお願いをしたいと思っております。

皆さんのほうから感想とか御要望とか、何かありますか。

○委員 1点だけ、これはミスプリではないかなと思ったところがあって、資料3の一部改正についてというところで、8ページの第21条の「区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。」の次のところに「子どもに教えることができるようになるための支援」と書いてあるんですけども、これは「子どもが学習することができるようになる」とか、「教える」は使わないですよ。使わないでくださいみたいなことなんです。

以上です。

○森田会長 これは主語を誰にするかということですので、また検討させていただきたいと思っております。

今の段階で何かお気づきの点があれば、また事務局のほうに御連絡いただきたいと思っております。ほかにはございますか。よろしいですか。

それでは、条例の問題につきましては以上としたいと思います。

これで今日の膨大な議論は終わったということですのでよろしいでしょうか。幸い、今、11時30分、皆さんの御協力だったんですが、こんなことを喜んではいけない、皆さんが本当はこのことを言いたくて今日は来たのに言えなかったということがあるかもしれませんので、もしあれば、ここで一言どうぞ。どうでしょうか。せっかくこんな暑いところ来たんだから、一言言っていきたいという方はいらっしゃいませんか。

○委員 何かを変えるというよりも、この部分を強調して考えていったほうがいいのか

という意味でして、ウェルビーイングという言葉がどんと出ていました。そのウェルビーイングの中で、特に社会的な文脈というのがすごく大事なのではないかなと個人的に考えております。そもそもウェルビーイングは、元は物的な豊かさというか、物を所有することによって、うれしい、幸せだということから、幸せをいかに所有していくかというところの切替えでもあるので、個人的な、お金を払えばいいよねということから、幸せをみんなで作っていきこうという社会的な文脈をすごく大事にしているのかなと考えていて、なので、ここの4行で言うと、それぞれがつながり合う有機的な結合みたいなのがあまり見えない部分もあるかなとは思っていました。自分らしく幸せになるということがあればもちろんいいですし、最初はそれから始まるのでしょうけれども、個々のウェルビーイングがそれぞれつながっている状態、共に幸せになっている状態が結構大事な部分なのかなと思ったので、それだけシェアさせていただきました。

以上です。

○森田会長 ありがとうございます。ウェルビーイングをどう表現するかというのは、実はまだ議論をしているところの言葉でして、私は、このウェルビーイングというのを1980年代に私の恩師から、福祉は幸せであるということ、要するに、個人も、そして社会的な個人としての存在である自分も、全ての人たちが幸せであるということを実感できる社会がウェルビーイングの目指すところであるということをお教えされたものですけれども、50年たって、今どういう概念で、どう使うかということについては、その言葉を例えば日本語で表すとすると、どういう言葉がいいのかですよね。ここはしっかり固めていきたいところだと思います。

ただ、今おっしゃったように、個人の幸せが社会の幸せになる、あるいは先ほどもありましたけれども、世田谷区が子どもの権利を文化として育て上げていくということ、これはとても大事な今回の大きな核となっていく思想ですので、そういう意味で、そこにつながっていく概念として何を使うかということは、ぜひ皆さんと一緒にまた提案し続けたいと思います。これからパブコメもどんどん始まっていきますし、ぜひ小学校や中学校や幼稚園、保育園、こども園、あるいはもっと言うと、拠点事業のところなんかでも、赤ちゃんから全ての人たちが世田谷区の中で幸せに生きていかれるということ、みんなでこの条例改正のところに盛り込んでいきたいと思っていますので、この後、半年間、すごく大事な時期だと思います。世田谷区が条例改正で目指すことというのは、実は一つの文化をみんなで共有していくことだと思いますので、御協力をお願いしたいと思っています。

今日は、お暑い中、本当にありがとうございました。ここでは私のほうの長いコメントをしないようにということをおっしゃっておりますので、今日の議事はこれで終わりにさせていただきたいと思っております。今日は本当にありがとうございました。これからまたさらに続きますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

事務局のほうはよろしいですか。

○嶋津子ども・若者支援課長 それでは改めまして、皆様、本日は貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。森田会長、進行をありがとうございました。

事務局から2点だけ事務連絡をさせていただきます。

本会議の議事録につきましては、整い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。議事録につきまして、御自身の御発言の部分を御確認いただきまして、修正等がございましたら事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。その後、区のホームページで本日の資料とともに公開させていただきたいと思っております。

2点目でございますけれども、今後の予定ということで、次第の一番下に記載のとおり、次回は10月21日月曜日、午後2時30分から第5回子ども・青少年協議会を開催いたします。日時、会場等の詳細については追ってまた御連絡させていただきます。御予定をよろしくお願ひいたします。

また、小委員会の委員の皆様につきましては、9月3日火曜日、午後6時半から第11回小委員会を開催いたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年－6年度期第4回世田谷区子ども・青少年協議会を終了いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。

午前11時37分閉会